

リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査事業 工程管理及び検査規程

(平成30年 8月24日付け国土籍第405号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長決定)

1. 目的

リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル(平成30年5月31日付け国土籍第215号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知。以下「マニュアル」という。)第5条に規定する管理及び検査の実施については、この規程の定めるところによる。

2. 定義

この規程において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

ア 実施者

地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「工程管理及び検査規程」という。)と同じ。

イ 認証者

工程管理及び検査規程と同じ。

ウ 作業者

工程管理及び検査規程と同じ。

エ 工程管理者

工程管理及び検査規程と同じ。

オ 検査者

工程管理及び検査規程と同じ。

カ 班長

工程管理及び検査規程と同じ。

キ 直営

工程管理及び検査規程と同じ。

ク 外注

工程管理及び検査規程と同じ。

ケ 監督者

工程管理及び検査規程と同じ。

コ 主任技術者

工程管理及び検査規程と同じ。

サ 実地確認

地籍図根三角測量、細部図根測量における点検測量の工程管理として実施する要目の一つをいい、工程管理者が点検測量実施箇所の立会い並びに点検測量に関する観測諸簿、精度管理表及びその他資料の点検を行うこと。

シ モニタ確認

マニュアルにおける工程管理及び検査として実施する要目の一つをいい、工程管理者、実施者又は認証者が、地籍調査の工程において用いるリモートセンシングデータ、

その加工データ、計測成果等をモニタに表示して点検、検査等を行うこと。

3. 総則

- (1) この規程による各工程の検査に合格しない地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する認証の請求の対象とならないものとする。
- (2) 作業者は、実施した作業の全てについて、その作業内容及び成果に誤りがないかを点検しなければならない。
- (3) 工程管理者及び検査者は、地籍調査に係る法令の趣旨を理解し、マニュアルに規定する各個別作業及び作業体系並びに工程管理技術に精通した者でなければならない。
- (4) 工程管理及び検査は、別表-1の「リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査の工程管理及び検査の要目一覧表」（以下「一覧表」という。）に従って行うものとする。
- (5) やむを得ない事由により、工程管理又は検査の終了を待たずに後続作業を行う場合は、工程管理者又は検査者の承認を得なければならない。

4. 工程管理又は検査の記録

工程管理又は検査を実施する場合は、R A工程及びR B工程を除き工程管理の記録又は検査の記録を作成するものとする。

5. 自己点検等の徹底

自己点検は、地籍調査の成果を所定の精度に保ち、かつ、記録の記載又は表示の誤り等を防止するために行うものである。したがって、作業者は、工程小分類等の作業を終えたときは、速やかにその記録及び成果の全数点検を行うものとし、作業者は鉛筆による検符、点検者は赤インクによる検符を行うものとする。

また、外注作業にあつては、作業者の自己点検（鉛筆による検符）から工程管理の点検までの間に、主任技術者等が自社点検（赤インクによる検符）を行うものとする。

6. 工程管理

- (1) 工程管理は、実施者が行うものとする。
- (2) 工程管理者は、原則として、直営作業にあつては班長、外注作業にあつては監督者とする。
- (3) 工程管理者は、原則として作業者を兼ねることはできない。
- (4) 工程管理は、原則として各工程小分類の作業の終了後に行う。
- (5) 工程管理者は、マニュアルによる地籍調査を適正かつ円滑に実施するために、作業の進捗状況を確実に把握して、工程管理表に従い作業を進行させるとともに、一覧表に規定する点検を行うものとする。

マニュアルによる作業が外注された場合は、工程管理者は主任技術者に作業の進捗状況について適宜報告を行わせるものとする。

(6) 工程管理者は、必要に応じて、作業体制、作業方式等の変更を適時適切に指示するものとする。

地籍調査の作業が外注された場合は、請負者に対する指示は原則として主任技術者を通じて行うものとする。

(7) 工程管理者は、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。)及び同運用基準(平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。)並びにマニュアルの規定の範囲内において、作業体制や作業方式等の変更を作業等に指示できるものとする。

ただし、その変更が準則及びマニュアルに定めのない方法である場合には、当該指示の前に準則第8条の規定による承認を受けるものとする。

(8) 工程管理者は、観測手簿や精度管理表等の成果品の数値の点検や個々の記載内容の照合、確認を行うものとする。

なお、点検箇所には、電磁的記録を除き緑インクによる検符を付すものとする。

7. 検査

(1) 検査は、実施者及び認証者が行うものとする。

(2) 検査者は、作業員、班長及び監督者以外の者とする。

(3) 実施者による検査は、一覧表に規定する検査を、原則として工程大分類ごとに作業の終了後速やかに実施するものとする。

(4) 認証者による検査は、連続する工程大分類をまとめて実施することができるものとする。

(5) 検査者は、検査を終えたときは、別表-2の「検査成績表様式」により検査成績表を作成するものとする。

(6) 精度管理表等の成果品の数値の検査を行ったときは、電磁的記録を除き検符を付すものとする。また、電子納品された成果品は、地籍調査電子納品要領(平成17年4月6日付け国土国第12号国土交通省土地・水資源局長通知)に基づき検査を行うものとする。

さらに、電子媒体に格納された成果の配置・格納については、地籍調査成果電子納品チェッカー等により検査することができるものとする。

8. 実地確認

工程管理者は、点検測量実施点数(辺数)のうち30%以上の点数(辺数)について点検測量に立ち会うとともに、点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数について点検を実施するものとする。

点検測量の立ち会いは、点検測量が概ね70%終了した後に行うことを標準とするものとする。ただし、現地の作業進捗状況等を勘案して工程管理者の判断により、点検測量の進捗状況に関わらず立ち会いを行うことができるものとする。この場合、立ち会いの実施後に行われる点検測量に関する観測簿、計算簿及び精度管理表の全数点検を実施したことをもって実地確認が完了したものとする。

外注により実施する場合は、やむを得ない場合を除き主任技術者を同行させるものと

する。

9 . 抽出の方法

抽出法による検査又は点検は、原則として無作為抽出によるものとし、複数地区がある場合は、可能な限り同一地区に集中しないように平均的に抽出して行うものとする。抽出数は、小数点以下を切り上げて算出するものとする。

一覧表のRE工程及びRH工程において、抽出数が10未満となる場合には、当該規定にかかわらず、抽出数を10以上とする。ただし、全数が10未満の場合は、全数を対象とするものとする。

10 . 検査・点検における再調査等

抽出検査、抽出点検又は実地確認において、合格しないものが検査数又は点検数の10%以上の場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせ、合格しないものが検査数又は点検数の10%未満の場合には、合格しないものを修正させた上、当該検査又は点検と同一の抽出率により再検査又は再点検を行うものとする。この場合において、再検査又は再点検に合格しないものがある場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせるものとする。

再検査又は再点検における抽出は、原則として当初の検査又は点検で抽出したものを除くものとする。

11 . 第三者機関による地籍調査成果品の検定

マニュアルにより実施した地籍調査の成果品は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）の「5 . 第三者機関による地籍調査成果品の検定」に定める基準を満たす機関による検定を受けることができるものとする。

検定を受けた場合は、実施者が行う工程管理又は検査における下記の要目に代えて、第三者機関の発行する当該成果品の検定証明書及び検定記録書の記載内容の確認を行うものとする。これらの場合にあっても、測量作業全体の精度の把握を行うため精度管理表の確認を行うことが望ましい。（なお、括弧内の番号は、工程管理・検査規程別表 - 1 工程管理及び検査の要目一覧表に示す工程小分類番号である。以下同じ。）

(1) RC工程

観測及び測定 (RC4)

- ・ 1%以上の観測簿の点検

計算 (RC5)

- ・ 1%以上の計算簿の点検

- ・ 精度管理表の全数点検

取りまとめ (RC7)

- ・ 網図の全数点検

- ・ 5%以上の成果簿の点検

実施者検査（RC8）

- ・精度管理表の全数検査

（2）RF工程

観測及び測定（RF3）

- ・1%以上の観測簿の点検
- ・放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検
- ・単点観測法におけるセット間較差の点検及び座標計算の全数点検
- ・単点観測法における整合性の確認のための比較計算の全数点検
計算及び点検測量（RF4）

- ・1%以上の計算簿の点検
- ・精度管理表の全数点検
- ・単点観測法における整合処理の適切性の点検
取りまとめ（RF8）

- ・配置図の点検
 - ・5%以上の成果簿の点検
- 実施者検査（RF9）
- ・精度管理表の全数検査

12．工程管理及び検査の実施要領

（1）RA工程（地籍調査事業計画・事務手続き）

地籍調査手法の決定（RA1）においては、土地所有者の状況や現地精通者の存在、地形及び植生、公図の状況及び対象面積等の選定要件を参考に行うこととする。

また、趣旨の普及1（RA2）においては、地籍調査の実施方針が決定された後に、土地の所有者への説明、現地立会希望の確認等を適切に行うこととする。

全体計画の作成（RA3）及び関係機関との調整（RA4）においては、管轄登記所及び公物管理者との十分な事前協議並びに法第19条第5項指定対象事業との調整に特に留意するものとする。

（2）RB工程（地籍調査事業準備）

実施組織の確立（RB1）においては、「地籍調査室」等を設置して、適応の専任職員を確保するとともに、研修の機会を設けるなどして専任職員の養成に努めるものとする。

外注先の選定（RB3）においては、外注先として選定した者が仕様書等の契約関係図書（以下「契約関係図書等」という。）に記載した要件を満たしているかを確認する。

趣旨の普及2（RB5）は、RA工程において併せて実施することもできるが、地籍調査の方法が決定された段階で、必要に応じて、準則第2条の規定に照らして、地元説明会、市町村広報、パンフレットの配布等を十分に行うことにより、あらかじめ地籍調査の意義及び作業の内容等を一般に周知し、その実施について土地の所有者、その他の者の協力が十分に得られるように努めるものとする。また、現地精通者の選定を行うこととする。

(3) RC工程(地籍図根三角測量)

作業の準備(RC1)

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、工程管理者が中心となって工程計画を練り上げ、それを分かりやすい工程管理表に取りまとめるとともに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保、関係機関との事前調整等に努めるものとする。

外注作業の場合は、適正な外注先を選定し、この者から業務計画書等を提出させ、作業体制、業務計画表及び使用する測量機器等について、工程管理表、マニュアル及びその他契約関係図書等に照らして適切であるかどうかを点検するものとする。

選点(RC2)

地籍図根三角点選点図(以下「選点図」という。)は、地籍図根三角点選点手簿、現地の状況が分かる写真等を資料として、新点の配置がマニュアルに照らして適正であるかどうかを点検するものとする。特に新点の設置位置については、標識の永久的な保全及び管理が可能な場所であること、GNSS測量や航空測量において利用可能な上空視界が開けている場所であることを点検し、不適当なものについては再度選点を行わせるものとする。

地籍図根三角測量平均図(以下「平均図」という。)は、選点図、地籍図根三角点選点手簿等を資料として、網の構成がマニュアルに照らして適正であるかどうかを点検し、場合によっては再度作成を行わせるものとする。

なお、選点図及び平均図は、標識の設置前に確認することとする。

平均図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

標識の設置(RC3)

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則のC3と同じ

観測及び測定(RC4)

当該測量の観測手簿及び観測記簿(以下「観測簿」という。)の頁数の1%以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量機器がマニュアル及び業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定値の訂正、検符漏れ等がないか、観測及び測定結果がマニュアルに規定する制限内であるかどうかを点検するものとする。

また、地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例(平成29年11月21日付け国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知。以下「記載例」という。)及び「リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例」(平成30年8月24日付け国土籍第405号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長決定。以下「リモセン記載例」という。)(記載例とリモセン記載例を併せて「記載例等」という)に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

計算(RC5)

当該測量の計算簿の頁数の1%以上を抽出して、その計算結果がマニュアル等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

精度管理表の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容がマニュアル及び記載例等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

なお、計算簿の計算結果の点検は実地確認における点検と併せて実施することができるものとする。

電子基準点のみを与点とした場合は、セミ・ダイナミック補正が適正に行われているかを点検するものとする。

点検測量（RC6）

当該測量の点検測量の30%以上については、現地において立ち会うとともに、点検測量に関する観測簿等については、観測及び測定（RC4）の点検に準じて、点検測量値と採用値の比較結果を点検するものとする。

さらに、点検測量に関する精度管理表の全数について、計算（RC5）等に準じて点検するものとする。

取りまとめ（RC7）

当該測量の網図の全数について、与点、新点及び既設の図根点等の記号、名称並びにそれらの表示位置について、平均図と対照しながら、その記載内容が記載例等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

また、成果簿の総頁数の5%以上を抽出して、網図及び計算簿と対照しながら、誤記、脱落、検符漏れ等がないかどうか点検するとともに、その記載内容がマニュアル及び記載例等に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

実施者検査（RC8）

当該測量の精度管理表（点検測量を含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容がマニュアル及び記載例等に照らして適正かどうかを検査するものとする。

また、当該測量の成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、マニュアル及び記載例等に照らして適正であるかどうかを検査するものとする。

さらに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

認証者検査（RC9）

当該測量の精度管理表（点検測量を含む。）の全数について、誤記、誤算、脱落、検符漏れ等がないか、その記載内容がマニュアル及び記載例等に照らして適正かどうかを検査する。

また、当該測量の成果品（網図、成果簿等）の出来映えが、マニュアル及び記載例等に照らして適正であるかどうかを検査する。

さらに、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

（4）RD工程（航空測量）

作業の準備（RD1）

所定の期間内において効率的かつ確実に必要な作業を実施できるよう、工程管理者が中心となって工程計画を練り上げ、それを分かりやすい工程管理表に取りまとめるとと

もに、当該工程計画の円滑かつ適正な実施を確保するため、必要十分な作業体制の確保、適正な外注先の選定及び関係機関との事前調整等に努めるものとする。

空中写真撮影・航空レーザ測量の実施に先立ち、取得しようとするデータの種類、仕様等が適切であるかどうか、撮影・計測に最適な時期であるかどうかを点検するものとする。

外注作業の場合は、外注先として選定した者から業務計画書等を提出させ、作業体制、業務計画表及び使用する測量機器等について工程管理表、マニュアル、その他契約関係図書等に照らして適切であるかどうかを点検するものとする。

標定点等及び航測図根点の選点（RD2）

標定点又は調整用基準点は、使用する空中写真測量又は航空レーザ測量の種類に応じて、標定点（調整用基準点）選点図及び配置図、現地の状況が分かる写真等を資料として、その点数と配置及び精度がマニュアルに照らして適正であるかを点検するものとする。不適当なものについては再作業を行わせる。

なお、標定点（調整用基準点）選点図等は、対空標識の設置前に確認することとする。

選点図の点検終了後に変更協議があった場合は、良否を確認した上で承諾するものとする。

航測図根点は、航測図根点選点図、標識設置記録写真等に基づき、その配置、標識の規格、設置場所等がマニュアルに照らして適正であるかどうかを全数点検するものとする。

対空標識の設置（RD3）

対空標識設置点1点以上について、対空標識の設置が適切に実施されているかどうかを、現地において立会の上、点検する。また、対空標識の全点において、対空標識点明細表の設置状況を記録した写真等から、対空標識の構造、材質及び写り具合等を点検するものとする。

対空標識を偏心して設置した標定点等については、偏心要素の測定方法、偏心計算について適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

対空標識点として、自然物又は既設の工作物等を利用した場合は、その妥当性を点検するものとする。

対空標識点一覧図の出来映えを点検するものとする。

リモートセンシングデータの取得（RD4）

[ア. 空中写真測量 - 空中写真撮影]

取得した空中写真の全数について公共測量における作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号。以下「公共測量作業規程準則」という。）又は国土地理院が定める「UAVを用いた公共測量マニュアル（案）」の規定に準じて、写真標定図、撮影記録により、撮影は適正に実施されたかを点検するものとする。

具体的には、サムネイル写真、写真標定図、撮影記録により、空中写真が適切な画素寸法、対地高度、撮影範囲、撮影コースで撮影されたかを点検するものとする。

デジタル画像（数値写真）については、全数について発色、画像のロスの有無等の出来映えを点検するものとする。

GNSS/IMU 計算精度管理表について公共測量作業規程準則に準じて点検するものと

する。

対空標識点、航測図根点の5%以上について、対空標識点明細表、対空標識点一覧図、モニタ表示の空中写真等を対照して、対空標識が画面上で明瞭に確認できるかを点検するものとする。

[イ.航空レーザ測量 - 航空レーザ計測]

取得した航空レーザ計測データ等の全数について、公共測量作業規程準則又は「UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)」の規定に準じて実施しているかを、航空レーザ測量コース図・航空レーザ計測記録・航跡図・計測漏れ点検図により点検するものとする。

具体的には、同時撮影の空中写真について、写真標定図、撮影記録により、適切な画素寸法、対地高度、撮影範囲、撮影コースで撮影されたかを点検するものとする。

デジタル画像(数値写真)については、輝度値の適合性、傷等の出来映えを点検するものとする。

対空標識点、航測図根点の5%以上について、対空標識点明細表、対空標識点一覧図、モニタ表示の空中写真等を対照して、対空標識が画面上で明瞭に確認できるかを点検するものとする。

GNSS/IMU 計算精度管理表について、公共測量作業規程準則に準じて点検するものとする。

ただし、マニュアルによる山村部における地籍調査の環境において適合しない事項については除くこととする。

[ウ.既存データの収集]

既存データが所定の要件を充足しているかどうかを、データ入手時のメタデータ、付属資料等で点検する。

アーカイブ空中写真及び衛星画像については、アの点検要領を準用する。

航空レーザ測量データについては、イの点検要領を準用する。

リモートセンシングデータの解析・基礎データの作成(RD5)

[ア.空中写真測量 - 空中三角測量]

空中三角測量の精度管理表の全数について、空中三角測量実施一覧図、写真座標測定簿、内部標定残差表、相互標定計算簿、バンドル調整計算簿等により、その記載内容がマニュアル、記載例等、公共測量作業規程準則に照らして適正かどうかを点検するものとする。

運用規程第20条第5項に定める作業者による航測図根点の点検が適正に実施されその結果がマニュアルに照らして適正かどうかを、航測図根点配置図、航測図根点精度管理表により全数を点検するものとする。

空中写真測量で作成したDSM成果簿、DSMデータファイル、オルソ画像成果簿、数値図化成果簿、数値図化成果データファイル、精度管理表(DSM、DEM、オルソ画像、数値図化)について、その記載又は記録内容がマニュアル及び記載例等に照らして適正であるか全数点検するものとする。

調査地域の図郭の2%以上を抽出し、個々の図郭内のDSM、DEM、オルソ画像、数値図化データについて、モニタ上で重ね合せ表示し、相互の整合性を点検することとす

る。

作成された微地形表現図、林相図、樹高分布図等の解析資料について、調査区域の図郭の5%以上を抽出して、その記載内容がマニュアル及びリモセン記載例に照らして適正であるかどうか、その出来栄をモニタ等で点検するものとする。

筆界等分析用数値地図（運用規程第36条）の解析資料について、調査区域の図郭の5%以上を抽出して、その記載内容がマニュアル及びリモセン記載例に照らして適正であるかどうか、その出来栄をモニタ等で点検するものとし、その結果は精度管理表に記録するものとする。

[イ．航空レーザ測量 - 三次元計測データの解析]

GNSS/IMU 調整計算成果表、調整用基準点調査表、コース間点検箇所配置図、コース間点検箇所残差表、三次元計測データファイル、欠測率調査表、オリジナルデータ成果ファイル、調整用基準点残差表、フィルタリング点検図等の記載又は記録内容が、マニュアル、リモセン記載例、公共測量作業規程準則に照らして適正であるかどうかを点検するものとする。

マニュアルの運用規程第27条第4項に定める作業者による航測図根点の点検が適正に実施され、その結果がマニュアル等に照らして適正かどうかを、航測図根点成果簿、航測図根点配置図、精度管理表により全数を点検するものとする。

DSM 成果簿、DSM データファイル、DEM 成果簿、DEM データファイル等により、その記載又は記録内容がマニュアル及びリモセン記載例に照らして適正であるか点検するものとする。

調査地域の図郭の2%以上を抽出し、個々の図郭内の DSM、DEM、オルソ画像、数値図化データについて、モニタ上で重ね合せ表示し、相互の整合性を点検することとする。

作成された微地形表現図、林相図、樹高分布図等の解析資料について、調査区域の図郭の5%以上を抽出して、その記載内容がマニュアル及び記載例に照らして適正であるかどうか、その出来栄をモニタ等で点検するものとする。

地物等の数値図化の結果について、調査区域の図郭の5%以上を抽出して、その記載内容がマニュアル及びリモセン記載例に照らして適正であるかどうか、その出来栄をモニタ等で点検するものとし、その結果は精度管理表に記録するものとする。

[ウ．既存データの収集 - 既存データの解析・基礎データの作成]

空中写真及び衛星画像については、アの点検要領を準用する。

航空レーザ測量データについては、イの点検要領を準用する。

取りまとめ（RD6）

作成した資料の全数について、その記載内容がマニュアル及びリモセン記載例等に照らして適正であるかどうか、その出来栄をモニタ等で点検するものとする。

作成した成果のデータファイルについて、ファイル名、形式、拡張子等が適正かどうか点検するものとする。

実施者検査（RD7）

精度管理表の全数検査を行うとともに、調査地域の図郭の5%以上を抽出して、その図郭に関する成果品について、各工程の規定に適合しているかどうかを検査する。

工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

認証者検査（R D 8）

精度管理表の全数検査を行うとともに、調査地域の図郭の1%以上を抽出して、その図郭に関する成果品について、各工程の規定に適合しているかどうかを検査する。

工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査する。

（5）RE工程（リモートセンシング技術を用いた一筆地調査）

作業の準備（RE 1）

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則と同じ。

作業進行予定表の作成（RE 2）

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則と同じ。

単位区域界の調査（RE 3）

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則と同じ。

調査図素図等の作成（RE 4）

地籍調査事業工程管理及び検査規程細則と同じ。

資料収集及び分析（筆界推定線図の作成）（RE 5）

筆界推定線図の作成及び筆界の確認に必要な各種の資料が適正に収集されていること、筆界推定線図が当該資料を用いて適正に作成していることを点検するものとする。

また、調査地域の図郭の5%以上を抽出して、その記載又は記録内容がリモセン記載例及びマニュアル等に照らして適正であるか点検するものとする。

現地調査の実施（RE 6）

以下の事項について点検するものとする。

- 現地調査の計画が適切に作成されていること。
- 現地精通者を同行した現地調査が適切に実施されており、調査事項が運用規程等で規定される内容に照らして適切であり、現地調査図及び現地調査票にその結果が適切に記録され、筆界推定線図の訂正等が適正に行われていること。
- 現地調査における関係省庁への調査の協力要請が適切に実施されていること。
- 現地調査における写真等の記録が適切に実施されていること。
- 現地調査を実施した地点について、適切な測量方法で実施されており、調査ルートや地点が適切に記録されていること。

また、現地調査における準則第30条第3項（土地所有者等の所在が明らかでない場合）、準則第31条（地番が明らかでない場合等）、準則第34条（新たに土地の表題登記をすべき土地を発見した場合）及び準則第35条（滅失した土地等がある場合）に基づく処理については、その全数について調査図、地籍調査票等と照合して、現地調査の適切性を点検するものとする。

土地所有者等への集会所等での筆界確認等の通知（RE 7）

集会所等での筆界案確認等の通知文書の発送前に、筆界確認の時期及び土地所有者、利害関係人等の把握の適切性を点検するものとする。

土地所有者等への集会所等での筆界確認等の通知が、通知時期、通知内容を含み、適

切に実施されたかを点検するものとする。

土地所有者等の所在が明らかでない土地についても筆界確認等の通知が、適切に実施されているかを点検するものとする。

住所不明所有者等の調査、処理の適切性を点検するものとする。

筆界未定の処理が適切であるか点検するものとする。

市町村境界の調査（RE8）

作業者による現地踏査の結果を勘案しながら、登記所地図等と地形図とを対照することにより、単位区域界及び市町村の境界が適正に確認されているかどうかを点検するとともに、不明確な箇所がある場合には、現地踏査、地元精通者の助言等によりその適正な確認に努めるものとする。

市町村境界の調査は、原則として単位区域界の調査と同時にを行うとともに、工程管理者は、関係市町村及び土地所有者等の立ち会い及び同意の状況を点検するものとする。

集会所等での筆界等の調査及び点検（RE9）

集会所等における筆界等の調査及び確認について、登記所等の関係機関の協力について適切に要請されたかどうかを点検するものとする。

筆界等の調査及び確認に必要な調査図素図、筆界推定線図、各種リモートセンシング情報図がマニュアル等の規定にのっとり適切に準備されているかどうかを点検するものとする。

筆界の調査が、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、かつ、土地の所有者等の確認を得て、適切に実施されているか点検するものとする。

筆界等の調査及び確認の結果は、筆界推定線図、調査図、地籍調査票として適切に取りまとめ、記録されているか点検するものとする。

補備調査の実施（RE10）

筆界等の調査及び確認の結果、現地における土地の所有者等の立ち会いを行った場合に、補備調査が適切に実施されたかどうか全数について点検するものとする。

補備調査の経緯について地籍調査票に適切に記録されているか点検するものとする。

仮杭の設置（RE11）

現地立会による筆界確認が必要とされた筆の仮杭の設置に当たっては、事前に土地所有者等に対してその趣旨、作業の内容等を十分説明し、これらの者の協力を得られるように努めるものとする。

筆界確認図の作成（RE12）

集会所等での筆界確認の調査及び補備調査の結果に基づき、作成した筆界確認図が適切に作成されていることを点検するものとする。

取りまとめ（RE13）

調査前筆数の5%以上を抽出して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合（地番対照表を作成している場合はこれを地籍調査票と照合）し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、土地所有者等による筆界等の調査及び筆界確認、補備調査並びに補備測量による訂正等が適正に行われているかどうかを点検するものとする。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているか

どうかをリモートセンシング情報図等において点検するものとする。

実施者検査（RE14）

調査前筆数の1%以上を抽出して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、あわせて、土地所有者等による筆界等の調査及び筆界確認、補備調査並びに補備測量による訂正等が適正に行われているかどうかを検査するものとする。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを空中写真、微地形表現図、林相図、樹高分布図等（以下「リモートセンシング情報図等」という。）において検査するものとする。

一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名及び押印の有無について、その全数を検査するものとする。

工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

認証者検査（RE15）

調査前筆数の1%以上を抽出して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図及び土地登記簿等と照合し、その記載に誤りがないかどうか、併せて土地所有者等による筆界等の調査及び筆界確認、補備調査並びに補備測量による訂正等が適正に行われているかどうかを検査する。

抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、リモートセンシング情報図等において適正に地目認定がされているかどうかを検査するものとする。

一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名及び押印の有無について、その全数を検査するものとする。

工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

（6）RF工程（補備測量）

作業の準備（RF1）

RC1等と同じ。

細部図根点の選点及び標識の設置（RF2）

測量機器等がマニュアル等に示す規定を充足しているか点検するものとする。

細部図根点の選点位置等がマニュアルに照らして適切かどうかを点検するものとする。

補備測量の方法が、マニュアルに照らして適切かどうかを点検するものとする。

新点数の5%以上を抽出して、細部図根点の標識が適切に設置されているか現地点検を行うものとする。

観測及び測定（RF3）

RC4工程等と同じ。

TS法により放射法を実施した場合は、観測手簿・距離測定簿の全数について、マニュアルに照らして適正に実施されているかどうかを点検するものとする。

計算及び点検測量（R F 4）

R C 5 等と同じ。

当該測量の点検測量の30%については、現地において立ち会うとともに、点検測量に関する観測簿等についてR C 4等に準じて点検し、点検測量値と採用値の比較結果を点検する。さらに、点検測量に関する精度管理表の全数について、R C 5等に準じて点検するものとする。

一筆地測量の準備（R F 5）

一筆地測量の準備が適切に実施されているか点検するものとする。

観測及び測定（R F 6）

一筆地測量の観測手簿及び観測記簿の頁数の1%以上を抽出して、その観測及び測定に使用した測量機器が運用規程別表及び業務実施計画書等に照らして適正であるかどうか、観測簿の記載内容に、誤記、誤読、誤算、脱落、観測又は測定の訂正、検符漏れ等がないか、観測及び測定結果がマニュアル等に規定する制限内であるかどうかを点検するものとする。

計算及び筆界点の点検（R F 7）

精度管理表の全数を点検するとともに、運用規程第45条に規定する筆界点の点検（作業によるもの）が適正に実施されているかどうかを点検するものとする。当該測量の計算簿の頁数の1%以上を抽出して、適正であるか点検するものとする。

取りまとめ（R F 8）

R C 7等に準じて、細部図根点配置図（網図）及び細部図根点成果簿の点検するものとする。

実施者検査（R F 9）

R C 8等に準じて、精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数を、検査するものとする。

認証者検査（R F 10）

R C 9等に準じて、精度管理表の全数検査及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び実施者検査の記録について全数を、検査を行うものとする。

（7）R G工程（地積測定）

作業の準備（R G 1）

R C 1 等と同じ。

筆界点座標値の計測及び点検（R G 2）

筆界点成果簿の全数の点検を行うとともに、筆界確認図より計測した筆界点座標値の点検を、計測した筆界点（補備測量における一筆地測量により求めた筆界点及び、作業者が実施した運用規程第45条に規定する点検により求めた筆界点は除く。）の総点数から2%以上を抽出して、筆界確認図から再度計測により点検するものとする。

また、リモートセンシング情報図等と重ね合せて、モニタ等に表示し、誤りの有無を点検する。

なお、筆界点確認図の筆界点の座標が、筆界確認の段階で既に数値データとして計測され記録されている場合は、その記録されている座標値を用いて、筆図形が適正である

かどうかを点検するものとする。

調査後筆数の0.4%以上を抽出し、当該筆に係るすべての筆界点で構成する多角形の地積測定成果簿の地積を点検するものとする。

地積測定の精度管理表の全数について、誤記、誤読、誤算、脱落、検符漏れ等がないかどうか、その記載内容が運用基準別表等に照らして適切かどうかを点検するものとする。

原図作成（RG3）

原図の仕上がり、地籍図の様式を定める省令等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。

なお、同時に調査後筆数の1%以上を抽出し、当該筆に係る原図の記載に誤りがないかどうかを、調査図及び地籍調査票等と照合して点検するものとする。

取りまとめ（RG4）

調査後筆数の5%以上を抽出した上、当該筆に係る地積測定成果簿、筆界点番号図、筆界点成果簿、地籍図一覧図の記載に誤りがないかどうかを、地籍調査票、原図等と照合して点検するものとする。

実施者検査（RG5）

調査後筆数の1%以上を抽出（RG2の点検において抽出した筆は除く。）した上、当該筆に係る地積測定成果簿、筆界点番号図、筆界点成果簿の記載に誤りがないかどうかを、調査図、地籍調査票等と照合して検査するものとする。

RC8等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

認証者検査（RG6）

RC9等に準じて、精度管理表の全数及び成果品の出来映え検査を行うとともに、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数について適正に実施されているかどうかを検査するものとする。

（8）RH工程

RH（地籍図及び地籍簿の作成）は、工程管理及び検査規程を準用する。

(別表 - 1)

リモートセンシング技術を用いた山村部の
地籍調査の工程管理及び検査の要目一覧表

(別表 - 1)

リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査の工程管理及び検査の要目一覧表

[リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査事業工程順大分類]

工程大分類番号頭字	工程大分類名称
RA	地籍調査事業計画・事務手続
RB	地籍調査事業準備
RC	地籍図根三角測量
RD	航空測量
RE	一筆地調査(準備作業及び現地調査)
RF	補備測量
RG	地積測定
RH	地籍図及び地籍簿の作成〔 〕

RH(地籍図及び地籍簿の作成)は、地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知)を準用する。

RA工程（リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査事業計画・事務手続）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
RA	地籍調査事業計画・事務手続				
RA1 RA2	地籍調査手法の決定 趣旨の普及1	マ2条 マ4条	管理 管理		趣旨の普及1では、地籍調査についての土地所有者への説明、現地立会希望の確認、現地精通者の選定を行う。
RA3 RA4 RA5	全体計画の作成 関係機関との調整 事業計画の策定・公示	法6条の3	管理 管理 管理	実施組織との整合性 協力体制の確立 計画書の照合と公示の確認	
RA6	実施に関する計画の作成	法6条の4、準則9～12条、マ10条	管理	会計年度内施行の確実性	
RA7 RA8 RA9	作業規程の作成 国土調査の指定の公示 国土調査の実施の公示	法6条の4 法6条 法7条	管理 管理 管理	準則準用外規定の検討 公示の確認 公示の確認	

工程管理及び検査の要目欄における「管理」は工程管理者が行うものを、「検査」は検査者が行うものを示す。（以下同じ。）
法：「国土調査法」、準則：「地籍調査作業規程準則」、マ：「マニュアル」を示す。（以下同じ。）

RB工程（リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査事業準備）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
RB	地籍調査事業準備				
RB1	実施組織の確立		管理	専任職員の確保、計画的研修、関係課の協力体制	趣旨の普及2は、前工程の趣旨の普及1の状況により必要に応じて実施
RB2	補助申請	地籍調査費負担金交付要綱 準則7条	管理	必要事業費の確保	
RB3	作業班の編成又は外注先の選定		管理	実施に関する計画との整合性、適正な外注先の確認	
RB4	推進委員会の設置	国土調査事業事務取扱要領 準則2条	管理	意義及び作業内容の徹底	
RB5	趣旨の普及2		管理	周知徹底と協力体制の確立	

RC工程（リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍図根三角測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
RC	地籍図根三角測量				
RC1	作業の準備	準則7、37、43、45条、マ42条	管理	作業体制及び作業工程の適切性	
RC2	選点	準則38、44、48～50条、マ43～45条	管理	網構成の適切性	
RC3	標識の設置	準則51条、マ46条	管理	1点以上の現地立会点検 設置状況写真の全数点検	
RC4	観測及び測定	準則52条、マ47条	管理	1%以上の観測簿点検	
RC5	計算	準則52条、マ47条	管理	1%以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検	
RC6	点検測量	準則52条、マ47条	管理	実地確認、観測辺数の10%以上	
RC7	取りまとめ	準則6、52条、マ47条	管理	網図の全数点検 5%以上の成果簿の点検	
RC8	実施者検査		検査	精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録の全数検査	
RC9	認証者検査		検査	精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査	

注：選点における網構成の適切性の検討に当たっては、認証者の指導を受けることができるものとする（以下同じ。）。

R D工程（リモートセンシング技術を用いた山村部の航空測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
RD	航空測量				
RD1 RD2	作業の準備 標定点等及び航測図根点の選点	マ48条 マ49、50条	管理 管理	作業体制及び作業工程の適切性 選点・標識の適切性	
RD3	対空標識の設置	マ51条	管理	1点以上の対空標識現地点検 対空標識全点の設置状況写真の点検 精度管理表の点検	
RD4	リモートセンシングデータの取得	マ52、53条（空中写真） マ56、57条（航空レーザ） マ59、60条（既存データ）	管理	撮影計測条件の全数点検 写真の出来映え等の適切性 5%以上の対空標識の照合点検 精度管理表の点検	
RD5	リモートセンシングデータの解析・基礎データの作成	マ54、55条（空中写真） マ58条（航空レーザ） マ61条（既存データ） マ62条（衛星画像） マ63条	管理	標定解析に関する精度管理表の全数点検 航測図根点の精度管理表の点検 成果品の出来映えの全数点検 図郭の2%以上の各種リモートセンシング情報の相互の整合性の点検 5%以上の図郭の成果を抽出し、モニタで出来映え、位置ずれ等の点検	
RD6	取りまとめ		管理	各種リモートセンシング情報図の全数に点検 成果品の出来映えの全数点検	
RD7	実施者検査		検査	図郭の5%以上の各種リモートセンシング情報図を抽出し、記載内容等や出来映えを検査 精度管理表の全数検査 工程管理の記録の全数検査	
RD8	認証者検査		検査	図郭の1%以上の各種リモートセンシング情報図を抽出し、記載内容等や出来映えを検査 精度管理表の全数検査 工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査	

RE工程（一筆地調査（準備作業及び現地調査））

工程小 分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備 考
RE	リモートセンシング技術を用いた 一筆地調査				
RE1	作業の準備	マ11条	管理	作業体制の適切性 関係土地所有者等への浸透度	
RE2	作業進行予定表の作成	マ12条	管理	作業工程の適切性	
RE3	単位区域界の調査	マ13条	管理	調査地域の現況把握	
RE4	調査図素図等の作成	準則15～18条 マニュアル14～17条	管理	5%以上の照合点検	
RE5	資料収集及び分析（筆界推定線 図の作成）	マ18条	管理	筆界推定線作成に使用する資料の適正性、 当該資料を用いた筆界推定線図の作成の適 切性	
RE6	現地調査の実施	マ19条	管理	5%以上の照合点検 現地調査図及び現地調査票の適正性 5%以上の照合点検 現地調査ルート、調査位置、調査事項、測 量方法等の適正性	
RE7	土地の所有者等への集会所等 での筆界確認等の通知	マ20条	管理	通知時期、通知先、通知内容、住所不明 者、回答等への処理等の適切性 全数点検	
RE8	市町村の境界の調査	準則22条、マ21条	管理	隣接市町村の同意の確認	
RE9	集会所等での筆界等の調査及び 点検	マ22条	管理	土地所有者等による筆界確認に使用する資 料等の地上画素寸法等の適正性の点検 筆界確認及び方法の適正性の点検 登記所等への協力の要請の適正性の点検 境界確認結果への対応の適正性の点検 全数点検	
RE10	補備調査の実施	マ23条	管理	補備調査における現地立会への対応の適正 性の点検 地籍調査票への記録の全数点検	
RE11	仮杭の設置	マ24条	管理	仮杭の適正性の全数点検 補備調査後の筆界確認図作成の適正性	

RE12	筆界確認図の作成	マ 2 2 条	管理	筆界確認図記載事項の全数点検
RE13	取りまとめ		管理	5 %以上の照合点検 成果品の出来映えの全数点検
RE14	実施者検査		検査	1 %以上の照合検査 地目変更された筆のリモートセンシングデータ等との照合による検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名・押印の全数検査 工程管理の記録の全数検査
RE15	認証者検査		検査	1 %以上の照合検査 地目変更された筆の現地検査 成果品の出来映え検査 地籍調査票の署名・押印の全数検査 工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査

RF工程（補備測量）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
RF	補備測量				
RF1	作業の準備	準則7、37、59条 マ64条	管理	作業体制及び作業工程の適切性 補備測量の適切性の点検	
RF2	細部図根点の選点及び標識の設置	準則46、60～62条 マ65～69条	管理	選定位置等の適切性 5%以上の現地点検	
RF3	観測及び測定	準則63、64、67条 マ70～72条	管理	1%以上の観測簿点検 放射法における観測手簿・距離測定簿の全数点検	*1 *2
RF4	計算及び点検測量	準則63、64、67条 マ70～72条	管理	1%以上の計算簿点検 精度管理表の全数点検 現地確認	
RF5	一筆地測量の準備	準則7、37、70条 マ73条	管理	作業体制及び作業工程の適切性	
RF6	観測及び測定	準則68条 マ74～79条	管理	一筆地測量の実施内容の適切性全数点検 1%以上の観測簿の点検	
RF7	計算及び筆界点の点検	準則70～72条 マ80条	管理	1%以上を抽出し、位置の点検	
RF8	取りまとめ		管理	精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査	
RF9	実施者検査		管理	工程管理の記録の全数検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査	
RF10	認証者検査		検査	精度管理表、工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査 成果品の出来映え検査	

*1 多角測量法及び開放路線により実施した場合に適用

*2 TS法により放射法を実施した場合に適用

また、TS法により放射法を実施した場合において別表第19による点検測量を実施した場合も適用

RG工程（地積測定）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目		備考
RG	地積測定				
RG1	作業の準備	準則7、85条 マ81条	管理	作業体制及び作業工程の適切性	
RG2	筆界点座標値の計測及び地積測定・点検	準則85、86、87条 マ81～84条	管理	筆界点成果簿の全数点検 2%以上の筆界点座標の点検 0.4%以上の筆の地積測定成果簿の点検 精度管理表の全数点検	
RG3	原図の作成	準則6、74、75条、 マ85、86条	管理	原図の出来映えを全数点検する。 1%以上の調査図及び地籍調査票等と照合点検	
RG4	取りまとめ	準則6、87条 マ85条	管理	5%以上の照合点検	
RG5	実施者検査		検査	1%以上の照合検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査	
RG6	認証者検査		検査	工程管理の記録の全数検査 精度管理表の全数検査 成果品の出来映え検査 工程管理の記録及び実施者検査の記録の全数検査	

RH工程（地籍図及び地籍簿の作成）

工程小分類番号	工程小分類名称	準則等の適用	工程管理及び検査の要目	備考
RH(地籍図及び地籍簿の作成)は、地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知)を準用する。				

(別表 2)
檢查成績表

(別表 2) 検査成績表様式 A4 とする

1. 地籍調査工程検査成績総括表 (兼成績証明書) - リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査

基本情報	都道府県名	市郡区名	町村(区)名	単位区域名		調査年度		
						~ 年度		
	地区コード		全体計画面積	前回までの認証済面積	地籍調査の着手年度			
			km ²	km ²	年			
実施機関	作業別機関		機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名	左の者の所属		
	責任機関							
	実行機関	地籍図根三角測量						
		航空測量						
		一筆地調査						
		補備測量						
		地積測定						
地籍図及び地籍簿の作成								
検査終了証明	工程大分類		認証者検査者名	実施者検査者名	記 事			
	地籍図根三角測量		RC		別葉RCによる			
	航空測量		RD		別葉RDによる			
	一筆地調査		RE		別葉REによる			
	補備測量		RF		別葉RFによる			
	地積測定		RG		別葉RGによる			
	地籍図及び地籍簿の作成		RH		別葉RHによる			
成果件数	地籍図根	新点数		地籍図一覧図		1 /		
	三角測量	成果簿	冊 枚	地籍図 (原図)数	精度区分	縮尺区分	図郭数	
	標定点等	新点数						
		成果簿	冊 枚					
	航測図根点	新点数	点				km ²	
		成果簿	冊 枚	筆界確認図		枚		
	航空測量	成果簿	冊 枚	地籍調査票		冊 枚		
補備測量	成果簿	冊 枚	地籍測定	成果簿	冊 枚			
備考								

(記載要領)

- (1) 検査成績表は、原則として認証請求区域ごとに作成し、単位区域欄には、当該認証請求区域内のすべての単位区域を記入する。ただし、単位区域の数が多い場合には、「等 単位区域」と記入し、全単位区域を備考欄に明記する。
- (2) 市郡区名、町村(区)名及び単位区域名には、フリガナを付す。
- (3) 調査年度欄には、当該単位区域に係る地籍図根三角測量年度と、法第17条第1項に規定する閲覧を終了した年度とを記入する。
- (4) 成果件数欄のうち、地区コード欄には、事業計画明細書に記載した地区コード(西暦4桁+都道府県番号2桁+市町村番号3桁+当該単位地域を示すために定めた番号2桁の計11桁)を記入する。
- (5) 実施機関欄、検査修了証明欄及び成果件数欄のうち、地籍図根三角測量等の作業の全部又は一部を省略して実施した場合は、省略した工程の該当欄には-を記入する。
- (6) 実施機関欄のうち、実行機関の機関名には、直営作業にあっては実施者の名称、外注作業にあっては受託会社名等を記入する。
- (7) 成果件数欄のうち、地籍図根三角測量、補備測量、一筆地測量、地積測定、地籍調査票、地籍簿、調査図、地籍図(原図)数、筆界確認図欄には、当該単位区域の成果を記入する。この場合、記入したRC、RD工程の成果が、他の単位区域の地籍細部測量にも用いられる場合には、その単位区域名を備考欄に記入する。
地籍明細図がある場合には、地籍図数の欄に、括弧書きで地籍明細図の縮尺及び数を、外書で記入する。
- (8) 成果件数欄のうち、総筆数及び総面積欄には、当該単位区域における地籍調査後の総筆数及び総面積を記入する。
総面積、全体計画面積及び前回までの認証済面積は、 km^2 を単位とし小数点以下第2位まで(小数点以下第3位四捨五入。以下同じ。)とする。
- (9) 作成図は、リモートセンシングデータを用いて作成した微地形表現図等を記入する。
- (10) 今回の調査により市町村等の全体計画面積が完了する場合には、備考欄に、「全域完了」と記入する。
- (11) 地籍図根三角測量の作業の全部又は一部を省略して実施した場合は、下記の例に倣い備考欄にその旨を記入する。
(例) RC工程 年 月 地区認証済み成果使用につき省略
- (12) 補備測量の実施がない場合は、下記の例に倣い備考欄にその旨を記入する。
(例) RF工程 筆界等が全て集会所等において確認されたため省略
- (13) 他の工程を合わせて実施する場合は、その旨記述する。
- (14) 備考欄に記入する内容が多い場合には、別紙に記入するものとし、その場合には、備考欄に、別紙記入がある旨を明記する。

2. 別葉RC 地籍図根三角測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名		調査期間		
					年 月 ~ 月		
実施機関	機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名		左の者の所属		
責任機関							
実行機関							
検査 終了 証明	検査の種類	検査者の所属		検査者署名	可否	検査年月日	
	実施者検査					年 月 日	
	認証者検査					年 月 日	
管理及び検査の概要	工程小分類		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出 数等	記 事
	RC1	作業の準備			業 務 計 画 書 等	全数	
	RC2	選点			選点図 枚 平均図 枚	全数 全数	
	RC3	標識の設置			点 点	点 全数	現地立会 写真による点検
	RC4	観測及び測定			観測簿 頁	頁	1 %
	RC5	計算			計算簿 頁 精度管理表 枚	頁 全数	1 %
	RC6	点検測量			辺 精度管理表 枚	辺 全数	現地立会
	RC7	取りまとめ			網図 枚 成果簿 頁	全数 頁	5 %
	RC8	実施者検査			精度管理表 枚 網図、成果簿 工程 管理 記録	全数 全数 全数	
	RC9	認証者検査			精度管理表 枚 網図、成果簿 工程 管理 記録 検 査 記 録	全数 全数 全数 全数	
成 果 件 数	地籍図根三角測量 新点数		点		測量手法等		
	与 点	既設の電子基準点、 一～四等三角点	点		網図		枚
		既設の地籍図根三角点	点		網図の縮尺	1 /	
		既設の公共基準点等	点		成果簿	冊	枚
	計画面積		km ²		精度管理表		枚
備 考							

(記載要領)

(1) 基本情報(都道府県名、市郡区名、単位地区名、調査期間、各氏名欄)等は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知、最終改正:平成28年8月22日付け国土籍第127号)に準じて記入する。

(2) 成果件数欄のうち、測量手法等には、新点の座標値及び標高を決定した測量手法について下記の例を参考にして記載し、既設の電子基準点、一~四等三角点、既設の地籍図根三角点及び既設の公共基準点等(街区三角点及び地籍調査作業規程準則運用基準(以下「運用基準」という。))第19の3第2項に規定する1級~2級基準点に相当するものを含む。)には、当該地籍図根三角測量の与点として用いたものの数を各々記入する。ただし、公共基準点等は、備考欄に等級、点名、測量法第41条に基づく国土地理院長の審査情報(審査番号及び年月日)又は国土調査法第19条第5項に基づき指定された情報(発刊番号及び年月日)を記載する。

例)GNSS法(スタティック法)

GNSS法(短縮スタティック法)

電子基準点のみを与点とするGNSS法

(3) 使用した与点のうち、電子基準点と整合性の確認を行った地籍図根三角点等は、備考欄に該当点名等を記載する。

例)整合性の確認点:四等三角点

地籍図根三角点

級基準点

(助言番号)

(4) 備考欄に記入する内容が多い場合には、別紙に記入するものとし、その場合には、備考欄に、別紙記入がある旨を明記する。

3. 別葉RD 航空測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名		調査期間		
					年 月 ~ 月		
実施機関	機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名			左の者の所属	
責任機関							
実行機関							
検査 終了 証明	検査の種別	検査者の所属	検査者署名	合否	検査年月日		
	認証者検査				年 月 日		
	実施者検査				年 月 日		
管理 及 び 検 査 の 概 要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合 否	点検又は 検査対象	抽出 数等	記 事
	RD1	作業の準備			業務計画書等	全数	
	RD2	標定点等及び航測 図根点の選点			標定点等選点図 枚 写真簿 枚 標定点等成果簿 枚 精度管理表 枚	全数 全数 全数 全数	選点図・配置図 標識設置状況写真 成果簿
	RD3	対空標識の設置			対空標識 点 対空標識点明細表 枚 精度管理表 枚	点 全数 全数	現地点検
	RD4	データの取得 (写、レ、既)			対空標識の照合 枚 成果簿 枚 精度管理表 枚	枚 点 全数 全数	写真、図 5%
	RD5	データの解析・基 礎データの作成 (写、レ、既)			成果簿 枚 精度管理表 枚 リモートセンシングデータ情報等 枚 解析資料等 枚 筆界等分析用数値地図 枚	全数 枚 枚 枚 枚	写真、図 2%モニタ点検 5%モニタ点検 5%モニタ点検
	RD6	取りまとめ			精度管理表 枚 成果簿 枚 工程管理記録 枚	全数 全数 全数	
	RD7	実施者検査			解析資料 枚 精度管理表 枚 成果簿 枚 工程管理記録 枚 検査記録 枚	枚 全数 全数 全数 全数	5%
	RD8	認証者検査			解析資料 枚 精度管理表 枚 成果簿 枚 工程管理記録 枚 検査記録 枚	枚 全数 全数 全数 全数	1%
成 果 件 数	精度			計画面積		km ²	
	網図		枚	網図の縮尺		1 /	
	標定点等	新点数	点	測量手法等	成果簿	冊 枚	
	航測図根点	新点数	点	測量手法等	成果簿	冊 枚	
	航空測量	新点数	点	測量手法等	成果簿	冊 枚	
					(合計)	成果簿	冊 枚
備 考							

(記載要領)

(1) 基本情報(都道府県名、市郡区名、単位地区名、調査期間、各氏名欄)等は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)最終改正:平成28年8月22日付け国土籍第127号)に準じて記入する。

(2) 成果件数欄のうち、測量手法等には、新点の座標値及び標高を決定した測量手法について下記の例を参考として記載し、地籍図根三角点等(電子基準点、既設の一~四等三角点を含む。)、地籍図根多角点及び既設の公共基準点等(補助基準点、運用基準19条の3第3項に規定する1~3級基準点に相当するものを含む。)には、当該地籍図根多角測量の与点として用いたものの数を各々記入する。

例)GNSS法(スタティック法)

GNSS法(短縮スタティック法)

電子基準点のみを与点とするGNSS法

また、航空測量の手法等には、下記の例を参考として記述することとする。

例)空中写真測量法

航空レーザ測量法

衛星写真測量法

UAV空中写真測法

UAVレーザ測量法

(3) 備考欄に記入する内容が多い場合には、別紙に記入するものとし、その場合には、備考欄に、別紙記入がある旨を明記する。

4. 別葉RE リモートセンシング技術を用いた一筆地調査工程検査成績表(兼成績証明書)

都道府県名		市郡区名		町村(区)名		単位区域名		調査期間		
								月～月		
実施機関		機関名		代表者名		工程管理者名又は主任技術者名		左の者の所属		
責任機関										
実行機関										
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者署名		合否		検査年月日	
	認証者検査								年 月 日	
	実施者検査								年 月 日	
管 理 及 び 検 査 の 概 要	工程小分類		工程管理者名 又は検査者名		合 否	点検又は 検査対象		抽出数 等	記 事	
	RE1	作業の準備					業 務 計 画 書 等		全数	
	RE2	作業進行予定表の作成					予 定 表		全数	
	RE3	単位区域界の調査					区 域 界		全数	(調査図素図)
	RE4	調査図素図等の作成					一 覧 図 枚 素 図 ・ 票 筆		全数 筆	5 %
	RE5	資料収集及び分析					筆界推定線図 枚		枚	5 %
	RE6	現地調査の実施					筆		全数	
	RE7	集会所等での筆界確認等の通知					筆界確認通知 筆		全数	
	RE8	市町村境界の調査					調査図素図		全数	
	RE9	集会所等での筆界等の調査及び点検					筆界推定線図 枚 調査図・票 筆		全数 全数	
	RE10	補備調査の実施					地籍調査票 筆		全数	
	RE11	仮杭の設置					仮杭設置点数 点		全数	
	RE12	筆界確認図の作成					筆 界 確 認 図 枚		全数	
	RE13	取りまとめ					調査図・票 筆 地番対象表 筆 地 目 変 更 筆		筆 筆 筆	5 %
	RE14	実施者検査					調査図・票 筆 地 目 変 更 筆 調 査 図 ・ 票 等 筆 署 名 ・ 押 印 枚 工 程 管 理 記 録 枚		筆 筆 全数 全数 全数	1 %
RE15	認証者検査					調査図・票 筆 地 目 変 更 筆 調 査 図 ・ 票 等 筆 署 名 ・ 押 印 枚 工 程 管 理 記 録 枚 検 査 記 録 枚		筆 筆 全数 全数 全数 全数	1 %	
成 果 件 数	登記所地図等		枚		地籍調査票		冊		枚	
	調査図		枚		調査前筆数				筆	
	調査図一覧図		枚		調査後筆数				筆	
	地番対照表		冊 枚		計画面積				km ²	
備 考										

(記載要領)

- (1) 基本情報(都道府県名、市郡区名、単位地区名、調査期間、各氏名欄)等は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)最終改正:平成28年8月22日付け国土籍第127号)に準じて記入する。
- (2) 管理及び検査の概要欄のうち、実施していない工程がある場合には、当該工程に係る工程管理者名又は主任技術者名、合否、検査対象、抽出数等、記事の各欄には「-」を記載する。
- (3) 備考欄に記入する内容が多い場合には、別紙に記入するものとし、その場合には、備考欄に、別紙記入がある旨を明記する。

5. 別葉RF 補備測量工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名		市郡区名		町村（区）名		単位区域名		調査期間		
								年 月 ~ 月		
実施機関		機関名		代表者名		工程管理者名又は主任技術者名		左の者の所属		
責任機関										
実行機関										
検査 終了 証明	検査の種別		検査者の所属		検査者署名		合否		検査年月日	
	認証者検査								年 月 日	
	実施者検査								年 月 日	
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類		工程管理者名 又は検査者名		合 否	点検又は 検査対象		抽出数 等	記 事	
	RF1	作業の準備					業 務 計 画 書 等		全数	
	RF2	細部図根点の選点及び標識の設置					選 点 図 枚 平 均 図 枚 新 点 点		全数 全数 点	5%現地確認
	RF3	観測及び測定					観 測 簿 頁 観測手簿・距離 頁		頁 全数	1%
	RF4	計算及び点検測量					計 算 簿 頁 精度管理表 枚		頁 全数	1%
	RF5	一筆地測量の準備					作 業 計 画 書 等		全数	
	RF6	観測及び測定					観 測 簿 頁		頁	1%
	RF7	計算及び筆界点の点検					計 算 簿 枚 精度管理表 枚		枚 全数	1%
	RF8	取りまとめ					配 置 図 枚 成 果 簿 枚		全数 全数	
	RF9	実施者検査					精度管理表 枚 成 果 品 枚 工程管理記録 枚		全数 全数 全数	
	RF10	認証者検査					精度管理表 枚 成 果 品 枚 工程管理記録 枚 検査記録 枚		全数 全数 全数 全数	
成 果 件 数	細 部 図 根 測 量	新点数（多角測量法）		点		測量手法等				
		新点数（放射法）		点		測量手法等				
		新点数（開放路線）				測量手法等				
	与 点	地籍図根点等		点		配置図		枚		
		細部図根点		点		精度区分				
		航測図根点		点		配置図縮尺		1 /		
		既存の公共基準点等		点		成果簿		冊 枚		
計画面積				km ²		精度管理表		枚		
備 考										

(記載要領)

(1) 基本情報(都道府県名、市郡区名、単位地区名、調査期間、各氏名欄)等は、地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日付け国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知 最終改正:平成28年8月22日付け国土籍第127号)に準じて記入する。

(2) 成果件数欄のうち、測量手法等には、新点の座標値及び標高を決定した測量手法について下記の例を参考として記載し、地籍図根三角点等(電子基準点、既設の一～四等三角点を含む。)、地籍図根多角点及び既設の公共基準点等(補助基準点及び運用基準19条の3第3項に規定する1～3級基準点に相当するものを含む。)には、当該細部図根測量の与点として用いたものの数を各々記入する。ただし、公共基準点等は、補助基準点を除き備考欄に等級、点名、測量法第41条に基づく国土地理院長の審査情報(審査番号及び年月日)又は国土調査法第19条第5項に基づき指定された情報(発刊番号及び年月日)を記載するものとする。

(多角測量法の例)

- G N S S 法(スタティック法)
- G N S S 法(短縮スタティック法)
- G N S S 法(キネマティック法)
- G N S S 法(R T K 法)
- G N S S 法(ネットワーク型 R T K 法)
- T S 法(結合多角方式: 厳密網)
- T S 法(結合多角方式: 簡易網)
- T S 法(単路線方式: 厳密網)
- T S 法(単路線方式: 簡易網)

(放射法の例)

- G N S S 法(スタティック法)
- G N S S 法(短縮スタティック法)
- G N S S 法(キネマティック法)
- G N S S 法(R T K 法)
- G N S S 法(ネットワーク型 R T K 法)
- T S 法

(リモートセンシングの例)

- 空中写真測量法
- 航空レーザ測量法
- 衛星写真測量法
- U A V 空中写真測法
- U A V レーザ測量法

(3) 備考欄に記入する内容が多い場合には、別紙に記入するものとし、その場合には、備考欄に、別紙記入がある旨を明記する。

6. 別業 R G 地積測定工程検査成績表（兼成績証明書）

都道府県名	市郡区名	町村（区）名	単位区域名		調査期間		
					年 月 ~ 月		
実施機関		機関名	代表者名	工程管理者名又は主任技術者名		左の者の所属	
責任機関							
実行機関							
検査 終了 証明	検査の種別	検査者の所属	検査者署名	合否		検査年月日	
	認証者検査					年 月 日	
	実施者検査					年 月 日	
管理 及び 検査 の 概要	工程小分類別		工程管理者名 又は検査者名	合否	点検又は 検査対象	抽出数等	記 事
	RG1	作業の準備			業務計画書等	全数	
	RG2	筆界点座標値計測 及び 地積測定・点検			筆界点成果簿 枚 精度管理表 枚 点 筆	全数 全数 点 筆	計測精度 面積点検
	RG3	原図の作成			原 図 面 調査図・票 筆	全数 筆	1 %
	RG4	取りまとめ			成 果 簿 等 筆	筆	5 %
	RG5	実施者検査			成 果 簿 等 筆 精度管理表 枚 成 果 品 工 程 管 理 記 録	筆 全数 全数 全数	1 %
	RG6	認証者検査			精度管理表 枚 成 果 品 工 程 管 理 記 録 検 査 記 録	全数 全数 全数 全数	
成 果 件 数	調査前筆数		筆		地籍図一覧図	1 /	
	調査後筆数		筆		地籍図（原図数）		
	調査前面積		k m ²		精度区分	縮尺区分	図郭数
	調査後面積		k m ²				面
	地積測定成果簿		冊 枚				面
	精度管理表		枚		計		面
備 考							

(記載要領)

- (1) 検査成績表は、原則として単位区域ごとに作成し、2以上の単位区域について一葉の検査成績表を作成する場合には、その旨、備考欄に明記する。
- (2) 市郡区名、町村(区)名及び単位区域名には、フリガナを付す。
- (3) 実施機関欄のうち、実行機関の機関名及び工程管理者名又は主任技術者名には、外注作業にあつては受託会社名等及び主任技術者名を記入し、直営作業にあつては、機関名にのみ「直営」と記入することで足りるものとする。
- (4) 成果件数欄のうち、面積は、 $k \text{ m}^2$ を単位とし小数点以下第2位までとする。
なお、地籍明細図がある場合には、原図数の欄に、括弧書きで地籍明細図の縮尺及び数を、外書で記入する。
- (5) 備考欄に記入する内容が多い場合には、別紙に記入するものとし、その場合には、備考欄に、別紙記入がある旨を明記する。